

ブラウブリッツ秋田GKスクール規約

第1条（名称及び所在地）

本スクールは、ブラウブリッツGKスクール(以下当スクールという)と称し、秋田フットボールクラブ株式会社が主催、運営をし、本事務所を秋田県秋田市山王3-1-7東カンビル4Fに置きます。

第2条（目的）

当スクールは、秋田県内のサッカーの技術の向上及び普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条（構成）

当スクールは、小学4-6年生と中学校1-3年生の2種類のクラスで構成します。

第4条（入会資格及び手続き）

当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認められた者(以下会員という)とします。又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出することとします。

第5条（入会金、年会費等）

会員は、年会費8,400円、月謝1,050円を所定の期日迄に納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。体験入会は、無料となります。

第6条（費用の支払い方法）

本規約に基づく費用等の支払い方法は、当スクールの指定する銀行の預金口座にお振込での入金もしくは会場での現金払いとなります。振込手数料は、会員のご負担となります。振込期日は15日までとし、休日の場合には翌営業日とします。

第7条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

第8条（活動期間）

当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。スクール回数は、原則としては週1日とします。また、雨天代替については、極力振替日を設けることとしますが、その決定及び日程調整は、当スクールに一任するものとします。

第9条（届出事項の変更）

会員は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく当スクールに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

第10条（入会）

入会日は受講開始日とします。月途中の入会も認めます。

第11条（退会）

1. 会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月15日までに当スクールに退会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。
2. 退会を希望する月の前月15日までに退会届を提出されていない退会希望者は、退会希望月の月謝を支払うものとします。

第12条（休会）

1. 会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月15日までに当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。休会中の月謝の支払いは必要ありません。ただし、前月16日から休会希望月初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月初回スクール開催予定日までに所定の届出用紙により当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。
2. 休会を希望する月の前月15日までに休会届を提出されていない休会希望者は、休会希望月の月謝1回分を支払うものとします。ただし、前月15日から休会希望月初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により休会をする場合はこの限りではありません。
3. 連続して3ヶ月以上休会の場合は、当スクール側から自動退会を施行することが可能となります。

第13条（復帰）

1. 休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当スクールの承認を得るものとします。
2. 休会した会員が復帰した場合、復帰日より月々払いにて月謝を支払うものとなります。

第14条（継続）

会員から退会の意思表示がない場合には、毎月自動継続されるものとする。

第15条（保険）

会員は入会手続き終了後、スポーツ安全保険に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は当スクールが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

第16条（負傷時の処置）

会員が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、当スクールは責任を負わないものとします。

第17条（除名）

会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとします。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
2. スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
3. 年会費・諸費用等を3ヶ月以上滞納したとき

第18条（休講・閉鎖）

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

第19条（免責）

会員は、当スクールにおける盗難、紛失、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めないし、当スクールは賠償しないものとします。

第20条（付則）

当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第21条（発効）

本規約は、2011年5月25日より発効するものとします。

第22条（改定）

なし